

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人京都大学の役員報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

理事の報酬については、個別の業績評価を考慮し決定することとしている。
 なお、役員賞与は、役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案して増額または減額することがあると定めている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> ・俸給月額を0.3%引下げた。(12月から) ・賞与の引下げを行った。(6月期:0.15月分 12月期0.1月分)
理事	<ul style="list-style-type: none"> ・俸給月額を0.3%引下げた。(12月から) ・賞与の引下げを行った。(6月期:0.15月分 12月期0.1月分)
理事(非常勤)	該当者なし
監事	<ul style="list-style-type: none"> ・俸給月額を0.3%引下げた。(12月から) ・賞与の引下げを行った。(6月期:0.15月分 12月期0.1月分)
監事(非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤役員手当を0.3%引下げた。(12月から)

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 22,485	千円 14,804	千円 6,000	千円 1,480 (都市手当) 200 (通勤手当)			
A理事	千円 16,841	千円 11,052	千円 4,479	千円 1,105 (都市手当) 204 (通勤手当)			
B理事	千円 17,505	千円 11,052	千円 4,580	千円 1,380 (都市手当) 492 (単身赴任手当)			
C理事	千円 17,012	千円 11,052	千円 4,479	千円 1,105 (都市手当) 375 (通勤手当)			
D理事	千円 16,660	千円 11,052	千円 4,479	千円 1,105 (都市手当) 24 (通勤手当)			

E理事	千円 16,805	千円 11,052	千円 4,598	千円 1,105 (都市手当) 49 (通勤手当)			
F理事	千円 16,772	千円 11,052	千円 4,479	千円 1,105 (都市手当) 135 (通勤手当)			
G理事	千円 16,686	千円 11,052	千円 4,479	千円 1,105 (都市手当) 49 (通勤手当)			
A監事	千円 13,310	千円 8,728	千円 3,537	千円 872 (都市手当) 171 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 695	千円 664	千円 0	千円 30 (通勤手当)			*

注1:「都市手当」とは、地域の民間賃金水準を報酬(給与)に反映するように、物価等を踏まえて支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「 」、独立行政法人等の退職者「 」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

定員(人数)と予算(金額)により人件費管理をしている。
効率化係数による人件費の削減及び行政改革の重要方針に基づく総人件費改革の5%削減に対応して、定員削減等の雇用調整や戦略的な定員の再配置、事務組織の改革、業務の簡素化・合理化等事務改革を方針として定めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

法人化移行時に本学の方針として、給与に関しては国に準拠すると定めており、俸給表及び諸手当制度については国家公務員の給与水準等を考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤勉手当の支給率の決定、昇給・昇格の実施については、能力・実績を重視した人事給与制度を行っている。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	期間内における職員の業績を評価し、勤務成績に応じた支給率になるよう実施している。
昇給	昇給期間における勤務成績により実施している。
昇格	長期的な期間(3年)における勤務成績を加味して実施している。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

国に準拠して以下の改正を行った。

1) 俸給の改訂【12月から】

- ・ 俸給月額引下げ(0.2%)(初任給を中心とした若年層を除く)
- ・ 俸給の切替に伴う経過措置額の引下げ(0.24%)
- ・ 俸給の調整額の調整基本額の引き下げ
(教育職俸給表2級・医療職俸給表(一)8級・医療職俸給表(二)7級のみ100円引下げ)

2) 諸手当の改正

- ・ 期末・勤勉手当の引下げ(6月期:0.2月分 12月期:0.15月分)
- ・ 期末特別手当の引下げ(6月期:0.15月分 12月期:0.1月分)
- ・ 自宅に係る住居手当(新築・購入後5年に限り支給、月額2,500円)の廃止【12月から】
- ・ 交通機関等利用者の通勤手当について、定期券等の通用期間に対応する支給単位期間(最長6箇月)から算出する支給とした。【4月から】

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	4,369	44.4	7,663	5,633	128	2,030
事務・技術	1,156	41.5	5,752	4,289	141	1,463
教育職種 (大学教員)	2,569	47.1	9,084	6,635	132	2,449
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	485	37.2	5,201	3,882	77	1,319
医療職種 (病院医療技術職員)	140	41.6	5,807	4,321	133	1,486
指定職種	5	60.9	15,509	11,504	275	4,005
技能・労務職種	14	55.0	5,704	4,223	135	1,481

非常勤職員	397	33.6	4,241	3,268	86	973
事務・技術	40	55.9	4,429	3,223	124	1,206
教育職種 (大学教員)	57	41.2	6,370	4,732	138	1,638
医療職種 (病院医師)	60	28.8	2,583	2,583	38	0
医療職種 (病院看護師)	181	29.1	4,019	3,021	70	998
医療職種 (病院医療技術職員)	53	27.9	3,957	3,037	114	920
技能・労務職種	1	-	-	-	-	-
教育職種 (外国人教師等)	5	43.5	9,375	6,562	39	2,813

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注4:「技能・労務職種」とは特定の技能業務、労務作業に従事する職種を示す。

注5:非常勤職員の「技能・労務職種」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されることから、人数以外は記載していない。

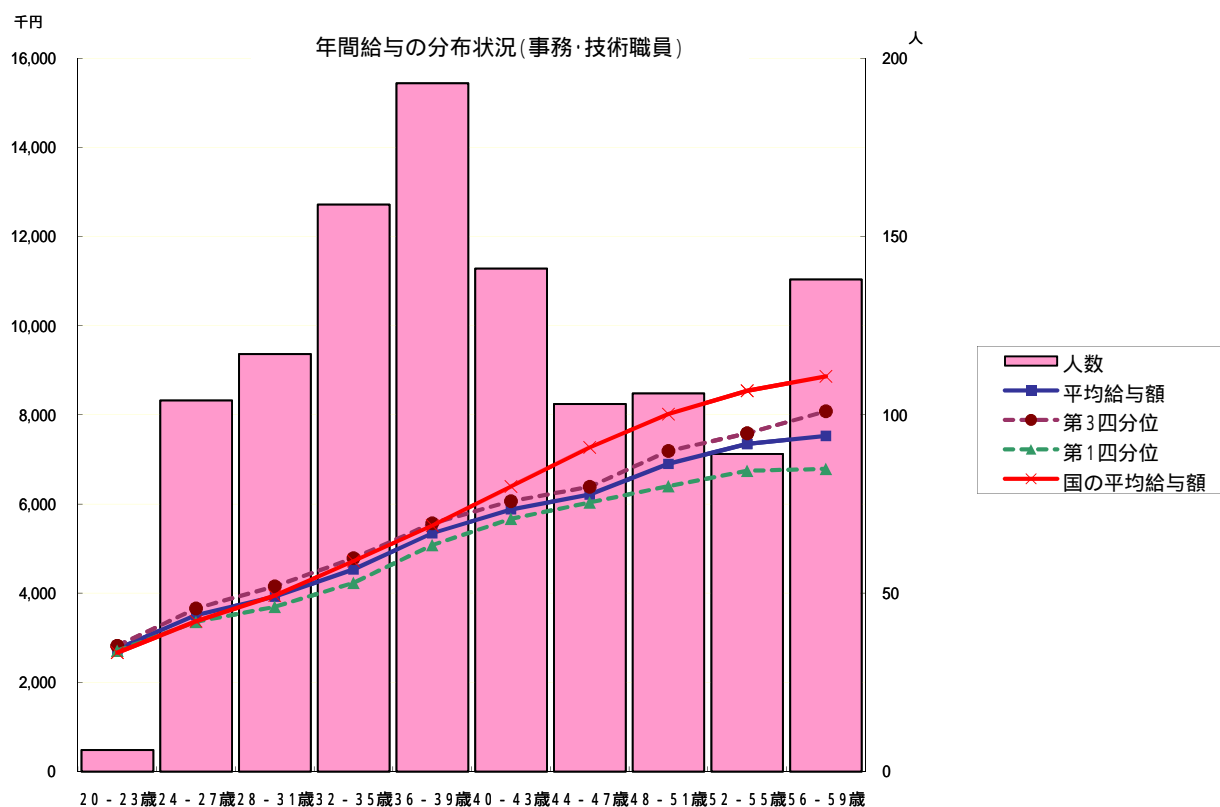
[年俸制適用者]

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	423	38.6	6,290	6,290	0	0
事務・技術	36	57.4	5,913	5,913	0	0
教育職種 (大学教員)	208	39.2	7,476	7,476	0	0
医療職種 (病院医師)	17	38.4	5,859	5,859	0	0
医療職種 (病院看護師)	該当なし					
技能・労務職種	該当なし					
教育職種 (外国人教師等)	4	39.5	8,850	8,850	0	0
特定研究員	158	33.5	4,796	4,796	0	0

注1: 常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2: 年俸制適用者については、本学では常勤職員として取り扱っている。

年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)

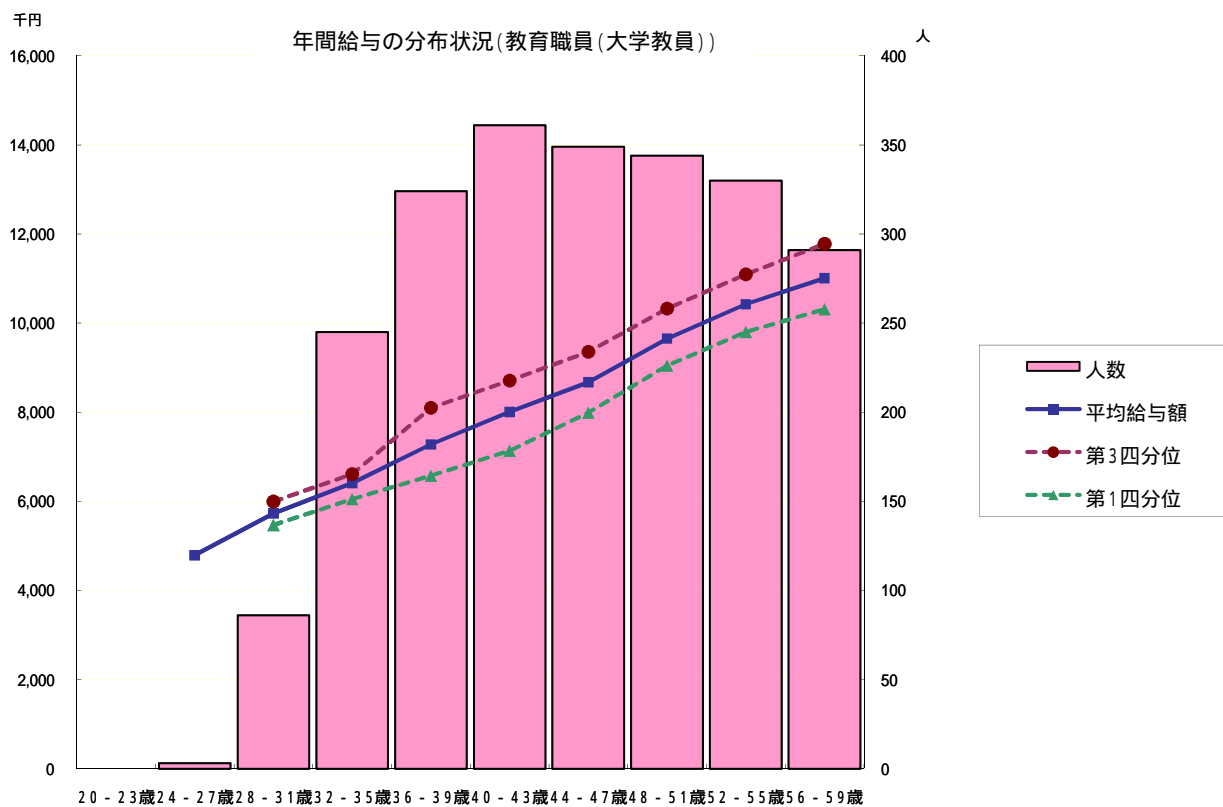


注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	14	57.4	9,044	10,025	10,918
課長	66	53.5	7,964	8,391	8,774
専門員	123	52.9	6,694	6,989	7,338
専門職員	394	45.2	5,628	6,087	6,490
主任	232	39.6	4,703	5,271	5,755
係員	327	30.9	3,546	4,010	4,288

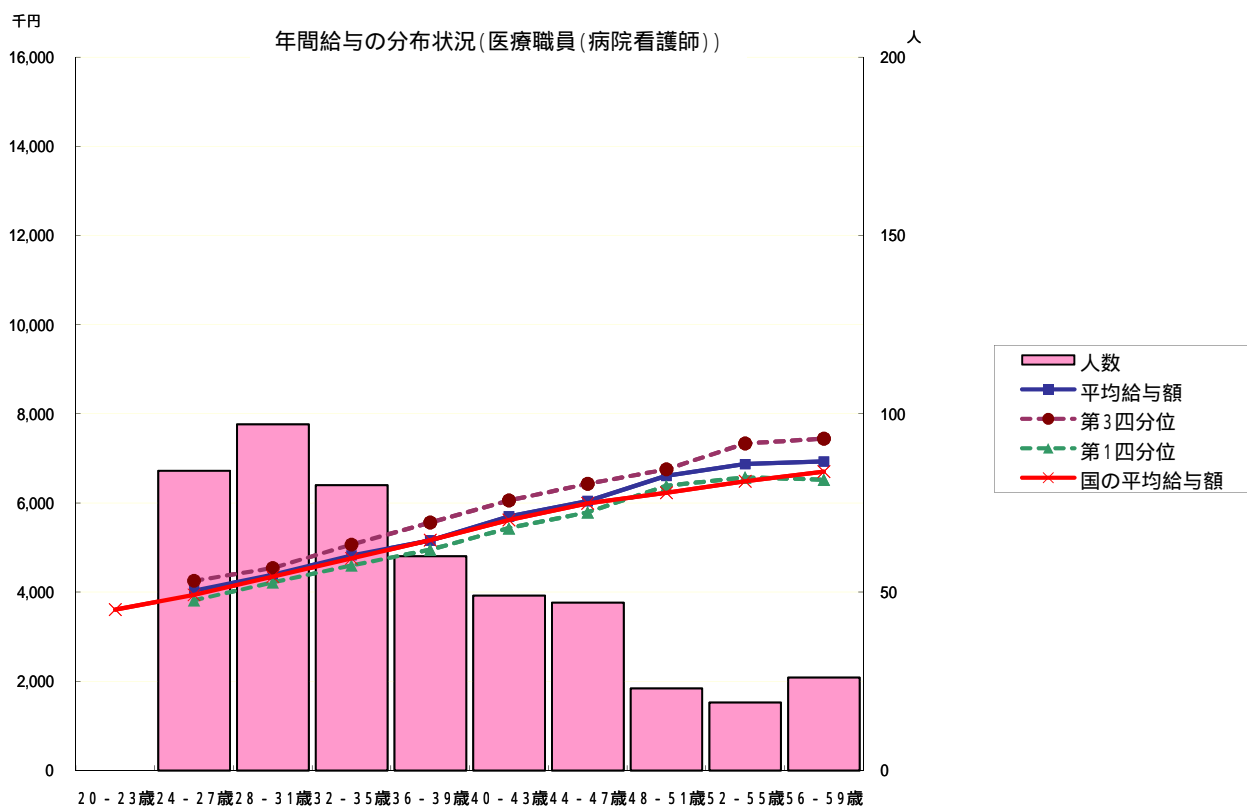
注: 「課長」には、課長相当職である「室長」及び「事務長」を含む。



注1: 年齢24～27歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	966	54.6	10,217	11,040	11,040	11,627	11,627
准教授	725	45.5	8,337	8,722	8,722	9,243	9,243
講師	133	44.1	7,536	8,023	8,023	8,618	8,618
助教	732	39.3	6,180	6,643	6,643	7,133	7,133
助手	5	47.3	5,647	6,305	6,305	6,912	6,912
教務職員	8	51.0	5,387	6,087	6,087	6,432	6,432



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	-	-	-	-
副看護部長	4	48.5	-	7,058	-
看護師長	118	44.4	5,481	6,189	6,763
看護師	358	34.4	4,155	4,734	5,143
准看護師	4	58.0	-	5,875	-

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2:副看護部長及び准看護師の該当者はそれぞれ4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額の第1・第3分位については記載していない。

職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	主任	専門職員主任	専門員 専門職員	課長 専門員	課長	部長	部長	部長	部長
人員(割合)	1,156人	125人 (10.8%)	236人 (20.4%)	532人 (46.0%)	149人 (12.9%)	71人 (6.1%)	33人 (2.9%)	7人 (0.6%)	3人 (0.3%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		30～20歳	45～27歳	59～35歳	59～42歳	59～39歳	59～47歳	59～52歳	58～53歳		
所定内給与年額(最高～最低)		3,021～1,888千円	3,998～2,422千円	5,435～3,048千円	6,017～4,205千円	6,774～4,582千円	7,488～6,334千円	8,778～7,007千円	8,698～7,867千円		
年間給与額(最高～最低)		3,968～2,537千円	5,099～3,274千円	7,346～4,147千円	8,080～5,791千円	8,778～6,358千円	9,971～8,511千円	11,795～9,454千円	11,781～10,918千円		

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	2,569人	8人 (0.3%)	737人 (28.7%)	137人 (5.3%)	724人 (28.2%)	963人 (37.5%)	0人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		58～33歳	62～26歳	62～28歳	62～31歳	67～37歳	
所定内給与年額(最高～最低)		4,954～3,674千円	6,278～3,147千円	7,092～3,670千円	8,037～4,235千円	13,409～5,990千円	
年間給与額(最高～最低)		6,750～4,952千円	8,329～4,227千円	9,640～4,922千円	10,627～5,811千円	17,544～8,276千円	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長	看護部長	看護部長
人員(割合)	485人	4人 (0.8%)	358人 (73.8%)	81人 (16.7%)	38人 (7.8%)	4人 (0.8%)	0人 (%)	0人 (%)
年齢(最高～最低)		59～56歳	59～24歳	59～30歳	59～37歳	57～41歳		
所定内給与年額(最高～最低)		4,857～4,084千円	5,076～2,558千円	5,494～3,411千円	5,626～3,849千円	6,384～4,469千円		
年間給与額(最高～最低)		6,422～5,530千円	6,871～3,452千円	7,416～4,632千円	7,816～5,411千円	8,329～6,256千円		

賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.0%	66.5%	64.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.0%	33.5%	35.2%
	最高～最低	46.4～34.1%	46.0～28.2%	46.1～31.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.6%	67.4%	65.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.4%	32.6%	34.4%
	最高～最低	41.9～32.8%	37.5～29.0%	36.8～30.9%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.8%	64.8%	63.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.2%	35.2%	36.6%
	最高～最低	46.9～34.3%	49.4～30.3%	46.8～32.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.7%	67.7%	65.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.3%	32.3%	34.2%
	最高～最低	43.6～33.2%	45.6～28.4%	44.3～31.2%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	59.7%	66.8%	63.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	40.3%	33.2%	36.7%
	最高～最低	41.9～38.7%	34.8～31.5%	38.2～34.9%
一般職員	一律支給分(期末相当)	62.6%	66.9%	64.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.4%	33.1%	35.1%
	最高～最低	41.9～32.9%	37.5～29.2%	38.2～31.6%

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

91.0

対他の国立大学法人等

103.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

104.2

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))

101.8

対他の国立大学法人等

105.3

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 91.0	
	参考	地域勘案 93.4
		学歴勘案 89.5
地域・学歴勘案 92.9		
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 49.8% (国からの財政支出額 76,311百万円、支出予算の総額 153,131百万円：平成21年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は49.8%となっており、累積欠損もないことから、給与水準は適切であると考えられる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成20年度決算)	
講ずる措置	国の財政支出における人件費の割合を考慮した適正な給与水準の確保に努める。	

医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 101.8	
	参考	地域勘案 100.4
		学歴勘案 101.3
地域・学歴勘案 100.6		
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>地域手当が様々な支給割合の国家公務員に対し、本学病院の都市手当(地域手当)10%と比較していること、平成21年度国家公務員給与等実態調査の「適用俸給表別、性別、最終学歴別人員」の医療職俸給表(三)によると、最終学歴が大卒19.9%、短大卒74.6%、高校卒5.6%であるのに対し、本学は大卒23.7%、短大卒75.7%、高校卒0.6%であり、国と比べて初任給決定基準学歴が高いこと、また同調査の「適用俸給表別、級別(最終学歴別)人員」の医療職俸給表(三)によると、1級(准看護師)の構成割合が5.9%であるのに対し、本学は0.8%であり、国と比べて著しく1級(准看護師)職員の構成比が異なること、この三つの主な要因により、対国家公務員の指数を上回ったと考えられる。</p>	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 49.8% (国からの財政支出額 76,311百万円、支出予算の総額 153,131百万円：平成21年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は49.8%となっており、累積欠損もないことから、給与水準は適切であると考えられる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成20年度決算)	
講ずる措置	国の財政支出における人件費の割合を考慮した適正な給与水準の確保に努める。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 101.9

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年 度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 40,019,187	千円 41,035,318	千円 (%) 1,016,131 (2.5%)	千円 (%) 3,330,192 (7.7%)
退職手当支給額 (B)	千円 4,209,307	千円 5,143,257	千円 (%) 933,950 (18.2%)	千円 (%) 1,105,027 (20.8%)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 16,907,624	千円 14,588,284	千円 (%) 2,319,340 (15.9%)	千円 (%) 8,821,462 (109.1%)
福利厚生費 (D)	千円 6,278,617	千円 6,315,648	千円 (%) 37,031 (0.6%)	千円 (%) 207,744 (3.4%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 67,414,735	千円 67,082,507	千円 (%) 332,228 (0.5%)	千円 (%) 4,593,987 (7.3%)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額について、前年度比がマイナス2.5%となった要因については、昨年の人事院勧告に準拠した給与制度の改正等が考えられる。

退職手当支給額について、前年度比マイナス18.2%となった要因については支給人員の減が考えられる。

非常勤役職員等給与について前年度比がプラス15.9%となった要因については、外部資金による特定有期雇用教職員等の雇用の増加が考えられる。

福利厚生費について、前年度比マイナス0.6%となった要因については、共済組合の介護掛金率及び雇用保険料率の引下げによることが考えられる。

結果として、最広義人件費については、前年比プラス0.5%となった。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「行政改革の重要方針」による人件費削減の取り組みについては、中期目標において、総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取り組みを行うこととされており、目標達成の措置として、中期計画において平成21年度までに概ね4%の削減をはかることとした。

なお、引き続き業務の効果的なアウトソーシングにより、人件費の抑制に努めることとしている。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	44,134,027	42,046,289	40,946,686	41,035,318	40,019,187
人件費削減率 (%)		4.7	7.2	7.0	9.3
人件費削減率(補正值) (%)		4.7	7.9	7.7	7.6

注1:「人件費削減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、2.4%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。